

高松市・香川町合併協議会

第3回会議資料

日 時：平成15年11月25日（火）

午後2時～

場 所：高松市役所11階114会議室

目 次

高松市・香川町合併協議会会議における意思決定等について ----- 1

(報 告 事 項)

報告第7号 高松市・香川町合併協議会幹事会部会部会長の指名
結果について ----- 2

(議 案 事 項)

議案第8号 高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程の一部改正
について ----- 6

議案第9号 合併協定項目の協議方針について ----- 10

(協 議 事 項)

協議第1号 合併の方式(協定項目第1号)について ----- 12

(そ の 他)

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について ----- 17

第2回会議における意見等の取扱いについて ----- 17

高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について ----- 17

高松市・香川町合併協議会会議における意思決定等について

1 合併協議会会議へ提出する案件の分類

(1) 報告【意思決定等を要しない案件】 番号の表記 / 報告第 号

既に決定しており、合併協議会において共通認識を要する事項や規約・規程等により会長が定めた事項などについて、報告を受け共通認識をもつもの。
 (例：規約、規約に関する協議書、事務局規程、財務規程、合併協議会だよりの発行、合併協議会ホームページの開設 等)

(2) 議案【意思決定を要する案件 **決定**】 番号の表記 / 議案第 号

規約・規程において会議に諮ることとされている事項などで、議決(決定)を要するもの。

(例：会議規程、会議傍聴規程、会議録等閲覧規程、幹事会規程、事業計画、予算、合併協定項目の設定、合併協定項目の協議方針 等)

(3) 協議【意思集約を要する案件 **確認**】 番号の表記 / 協議第 号

合併協定項目に該当する事項で、確認を要するもの。

(例：合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、地域審議会の取扱い、議会の議員の定数及び任期の取扱い、町名・字名の取扱い 等)

2 議案及び協議に係る意思決定等の基本的な流れ

(1) 議案

	1回目			
議案第 号	提案	説明	質疑・協議	決定

(2) 協議

	1回目	会議日との間	2回目	会議日との間	3回目
協議第 号 (協定項目第 号)	提案 説明 (質疑・協議)	事案の検討・調整	質疑・協議	確認	質疑・協議
				継続協議	
協議第 号 (協定項目第 号)			提案 説明 (質疑・協議)	事案の検討・調整	確認
					継続協議

注) 合併協議会で合意が得られれば、提案した会議において「確認」する場合もある。

報告第7号

高松市・香川町合併協議会幹事会部会部会長の指名結果について

高松市・香川町合併協議会幹事会部会部会長を平成15年11月7日に指名したので、別紙のとおり報告する。

平成15年11月25日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

高松市・香川町合併協議会幹事会部会

部 会 名	委 員	
	高 松 市	香 川 町
総務部会	<u>総務部長</u> 総務部次長 秘書課長 秘書課国際交流室長 庶務課長 人事課長 情報システム課長 広聴広報課長	総務課長 総務課長補佐 企画課長 企画課長補佐
企画財政部会	<u>企画財政部長</u> 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務課長 総務課長補佐 企画課長 企画課長補佐 税務課長 税務課長補佐 出納室副主幹
市民部会	<u>市民部長</u> 市民部次長 市民生活課長 市民生活課ボランティア・市民活動室長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 市民会館管理事務局長 女性センター館長	住民課長 住民課長補佐 税務課長 税務課長補佐 保健福祉課長 保健福祉課長補佐 環境課長 環境課長補佐
健康福祉部会	<u>健康福祉部長</u> 市民病院事務局長 健康福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長 市民病院事務局次長 健康福祉総務課長 介護保険課長 障害福祉課長 長寿社会対策課長 保護課長 母子児童課長 保健所保健総務課長 保健所生活衛生課長 保健所保健予防課長 保健所保健センター長 市民病院庶務課長 市民病院医事課長	保健福祉課長 保健福祉課長補佐 環境課長 環境課長補佐 健康増進室長 病院事務長 病院事務次長

環境部会	<u>環境部長</u> 環境部次長 環境総務課長 環境総務課産業廃棄物対策室長 環境総務課新清掃工場整備室長 環境保全課長 リサイクル推進課長 リサイクル推進課適正処理対策室長 クリーン事業課長	環境課長 環境課長補佐
産業部会	<u>産業部長</u> 産業部次長 競輪局長 中央卸売市場長 商工労政課長 観光課長 農林水産課長 土地改良課長 競輪局事業課長 中央卸売市場業務課長	経済課長 経済課長補佐 建設課長 建設課長補佐
都市開発部会	<u>都市開発部長</u> 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課高速交通対策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	建設課長 建設課長補佐 企画課長 企画課長補佐
土木部会	<u>土木部長</u> 土木部次長 監理課長 監理課技術検査室長 道路課長 交通安全対策課長 河港課長 建築課長 住宅課長 下水道管理課長 下水道施設課長 下水道建設課長	建設課長 建設課長補佐 企画課長 企画課長補佐 水道課長 水道課長補佐 環境課長 環境課長補佐
消防部会	<u>消防局長</u> 消防局次長 総務課長 予防課長 消防防災課長 情報指令課長	総務課長 総務課長補佐

水道部会	<u>水道局次長</u> 経営企画課長 財務管理課長 お客さまセンター所長 水道整備課長 浄水課長	水道課長 水道課長補佐
教育部会	<u>教育部長</u> 教育部次長 総務課長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	教育次長 学校教育課長補佐
文化部会	<u>文化部長</u> 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 文化芸術ホール整備課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	総務課長 総務課長補佐 教育次長 経済課長 経済課長補佐
監査部会	<u>監査事務局長</u> 監査事務局監査課長	総務課長 総務課長補佐
公平部会	<u>公平委員会事務局長</u>	総務課長
選挙部会	<u>選挙管理委員会事務局長</u> 選挙管理委員会選挙課長	選挙管理委員会書記長
農業委員会部会	<u>農業委員会事務局長</u> 農業委員会事務局主幹	農業委員会事務局副主幹
議会部会	<u>市議会事務局長</u> 市議会事務局次長 総務調査課長 議事課長	町議会事務局長

議案第 8 号

高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程の一部改正について

高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程の一部を次のとおり改正する。

平成 15 年 11 月 25 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

- 1 第 2 条第 2 項中「50 人以内」を「70 人以内」に改める。
- 2 第 3 条第 3 項ただし書を削る。

(参考 1)

新旧対照表

新	旧
<p>(傍聴席の区分等) 第 2 条第 1 項 省略 2 一般席の定員は、<u>70 人以内</u>とする。ただし、議長は、必要と認めるときは、これを制限することができる。</p> <p>(傍聴の手続) 第 3 条第 1 項及び第 2 項 省略 3 傍聴証は、会議開始予定時刻の 15 分前から受付順に交付する。</p>	<p>(傍聴席の区分等) 第 2 条第 1 項 省略 2 一般席の定員は、<u>50 人以内</u>とする。ただし、議長は、必要と認めるときは、これを制限することができる。</p> <p>(傍聴の手続) 第 3 条第 1 項及び第 2 項 省略 3 傍聴証は、会議開始予定時刻の 15 分前から受付順に交付する。<u>ただし、会議開始予定時刻の 15 分前において、傍聴希望者が定員を超える場合は、くじにより傍聴人を決定し、傍聴証を交付するものとする。</u></p>

(参考 2)

高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程【改正後】

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・香川町合併協議会会議規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、高松市・香川町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。
(傍聴席の区分等)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

2 一般席の定員は、70 人以内とする。ただし、議長は、必要と認めるときは、これを制限することができる。

(傍聴の手續)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の開催場所において、傍聴受付票（様式第 1 号）に住所及び氏名を記入の上、傍聴証（様式第 2 号）の交付を受けなければならない。ただし、議長が認めた報道関係者については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、原則として、会議開始予定時刻の 30 分前から行うものとする。

3 傍聴証は、会議開始予定時刻の 15 分前から受付順に交付する。

(傍聴証の返還)

第 4 条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 下駄^{げた}、木製サンダルの類を履いている者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話の電源を切ること。

(7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 日から施行する。

様式第 1 号及び第 2 号 省略

議案第 9 号

合併協定項目の協議方針について

高松市・香川町合併協議会合併協定項目の協議方針について、別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

合併協定項目の協議方針

1 基本的考え方

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うこととする。

2 基本原則

(1) 一体性確保の原則

合併後における速やかな一体性の確保を図ることができること。

(2) 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。

(3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めること。

(4) 健全な財政運営の原則

合併後における健全な財政運営に資すること。

(5) 行政改革推進の原則

行政改革推進の視点から、事務事業の総合的見直しに努めること。

協議第 1 号

合併の方式（協定項目第 1 号）について

合併の方式（協定項目第 1 号）について、協議を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

<案1>

協定項目	第1号	合併の方式について
高松市及び香川郡香川町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		

平成 年 月 日 確認

【考え方】

平成の合併では、地方分権の進展に伴い、地方自治の更なる確立のため、合併により今までの概念にとらわれない新しい地域を創り出していくことが求められている。

このようなことから、新市を一体のまちとみなし、新市の均衡ある発展を目指すためには、対等な立場に立って、合併特例法のメリットも踏まえる中で、総合的・一体的な視点から公正・公平な合併の協議をすることにより、両市町が有する優れた地域特性や歴史文化を生かしつつ、さまざまな都市機能や都市サービスを相互に連携・補完する魅力あるまちづくりにつながるものと判断し、現在の高松市と香川町の区域をもって新しい市を設置する「新設合併」を選択することとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

< 案 2 >

協定項目	第 1 号	合併の方式について
香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。		

平成 年 月 日 確認

【考え方】

高松市と香川町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の香川町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。

なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

(参考1)

新設合併と編入合併の比較

項目		新設合併	編入合併
定義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法人格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議会議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の作成		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を作成する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合。

(参考2)

合併の方式(協定項目第1号)について

先進地域の事例									
先進地域(10市)の事例									
新設合併					編入合併				
新市名	関係市町村	人口(人)	面積(km ²)	合併の期日	新市名	関係市町村	人口(人)	面積(km ²)	合併の期日
宗像市	宗像市	81,588	76.82	15年4月1日	新潟市	新潟市	501,413	205.94	13年1月1日
	玄海町	9,559	34.68			黒埼町	25,893	25.97	
静岡市	静岡市	469,695	1146.19	15年4月1日	つくば市	つくば市	165,978	259.59	14年11月1日
	清水市	236,818	227.66			荃崎町	25,836	24.48	
周南市	徳山市	104,672	339.87	15年4月21日	福山市	福山市	378,789	364.51	15年2月3日
	新南陽市	32,153	64.21			新市町	21,695	53.10	
	熊毛町	16,038	70.50			福山市	378,789	364.51	15年2月3日
	鹿野町	4,520	181.46			内海町	3,431	12.67	
千曲市	更埴市	39,402	78.99	15年9月1日	呉市	呉市	203,159	147.37	15年4月1日
	戸倉町	18,326	25.23			下蒲刈町	2,223	8.71	
	上山田町	6,821	15.62		新居浜市	新居浜市	125,537	161.30	15年4月1日
五島市	福江市	27,662	158.12	別子山村		277	73.00		
	富江町	6,399	49.44	人口は、平成12年国勢調査のデータ 新市の事務所の位置は、次のとおり。 新設合併：宗像市(宗像市)、静岡市(静岡市)、周南市(徳山市)、 千曲市(更埴市)、五島市(福江市) 編入合併：編入する市の事務所の位置					
	岐宿町	4,310	85.27						
	三井楽町	4,010	33.77						
	玉之浦町	2,197	68.36						
奈留町	3,955	25.26	16年8月1日 (告示： 15年8月1日)						
概 要									
新設合併とするか編入合併とするかは、選択によって、新市の名称・議会の議員・農業委員会の委員・特別職の職員・条例規則等の取扱いが違って来る最も基本的な事項である。建設計画の区域も、新設合併の場合は全域を、編入合併の場合は少なくとも編入される市町村の区域を対象とするなど、違いがある。									

5 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 第2回会議における意見等の取扱いについて

(3) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第4回会議

(ア) 日時 平成15年12月25日(木)午後1時30分

(イ) 場所 香川町農村環境改善センター 2階 大ホール

イ 第5回会議

(ア) 日時 平成16年2月中旬頃

(イ) 場所 高松市内

(4) その他